

総務厚生常任委員会

条例、補正予算の審議 (3/11)

付託された条例の制定、改正、また一般会計と4特別会計の補正予算及び陳情について審議し、陳情第1号は採択、第2号は国の地方自治体への十分な財政措置を求めるとの共通認識に立って、意見書の提出はせず趣旨採択とすることとしました。

議案第5号「職員の※分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正」

問 制定の経緯は。

答 人事評価の制度ができたため、あわせて分限に関する条例を改正し、職員には緊張感を持って仕事をしてもらいたい。

問 評価基準、最終責任者は。

答 評価者が職員と面談を行い評価をします。最終責任者は町長です。

問 部下から上司を評価する制度は。

答 現在の制度では行っていません。

補正予算の審議

問 牛尾共同利用施設のトイレのタイルの修繕は。

答 今年度行われた工事の完了後、別の補修工事で対応しました。

※分限…身分の変動のこと。職員を官職あるいは職務から排除することを分限処分という。

空港対策特別委員会

成田空港と同規模 台湾・桃園空港 (1/24)

1月24日、多古町からは拡大委員会として10名の議員と町長、企画空港政策課長、議会事務局長が参加しました。

桃園空港では第3ターミナルを建設中で、2,760億円の巨費を投じていることから、政府の空港に対する重視度の高さが伺えます。空港内で働く人々は、桃園市民を優先的に採用しているということでした。

騒音対策について、夜間騒音対策として環境保護ラインがあり、騒音測定局が桃園市に提供するデータに基づき、住民の防音工事、エアコン設置、賠償金が支払われています。また、24時間空港であるため、桃園市には騒音対策費として、年間約26億円を拠出しています。

2025年完成予定である第3滑走路の予定地には2,400世帯の民家があります。成田空港建設時と同じような経験をしているようで、時間をかけて

移転交渉を進め、2017年度から2023年度まで続く予定とのこと。移転については、賠償金によるものとインフラの整った居住地を提供して移転してもらうものがあります。違いはあれ、成田空港と重なる部分もあり、今回の視察は本委員会の今後の活動に大いに役立つものとなりました。

(空港対策特別委員長 鵜澤 茂)



議会広報特別委員会

視察の受け入れ (2/1)

南房総市議会広報編集特別委員会の視察の受け入れをしました。多古町議会からは議長と議会広報特別委員会が出席し、レイアウトや写真の掲載など、活発な意見交換がなされました。



文教産業建設常任委員会

条例、補正予算の審議 (3/11)

付託された条例の制定、改正及び一般会計と1特別会計の補正予算について審議し、陳情第3号は採択としました。

議案第9号「あじさい館の設置及び管理に関する条例の一部改正」

問 1㎡あたりの使用料の単価は。

答 7,361円です。

議案第10号「町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正」

問 使用料の減免は。

答 町が主催・共催する事業や、町内小中学校、高校が教育目的で使用する場合等では全額免除。町や教育委員会などが後援する事業では2分の1の免除。そのほか、教育委員会が特に必要と認める場合に、全額または2分の1の免除になります。



4月からオープンした新町民体育館

補正予算の審議

問 土木費の繰越明許費の変更について詳細は。

答 調整池の整備に使用する予定であった工事現場内で発生する土砂が、盛土材としての規格にあわず、改良が必要となり、変更契約の積算が年度を越すことになりました。

問 国際交流事業の参加人数について定員に満たなかった理由は。親の経済事情によることは考えられるのか。また、ニュージーランドからの受け入れは、派遣された側の生徒の家がするののか。

答 昨年の参加人数が25名であり、予算要望を25名で行ったところ、結果として19名の応募でした。派遣される生徒については、ニュージーランドから受け入れをする際、優先的にホームステイの受け入れをしていただくことを含め、参加していただいています。保護者の経済状況などが申込みに影響しているか、そこまでの把握はしていませんが、経済事情に関わらず、意欲があり成績優秀な生徒であれば、参加できる仕組みを検討したいと考えています。

※30年度の参加費は、1人当たり26万4千円で、その半額を町が負担している。



3月に行われた中学生の海外派遣（ニュージーランド）

問 農業委員会の報酬については。

答 条例で決められた額と、委員の活動に応じた能率給が支給されており、個人ごとに額が違います。

問 住宅改修補助金、住宅取得奨励金の申請期間が、今年度12月までとなっていることについては。

答 住宅改修補助金については、12月申請後、1月から3月に工事を行い、工事が終了したのち、実績報告をして額を確定し、交付請求すれば、交付金が振り込まれます。住宅取得奨励金は、住宅建築後1年以内の申請が、認められています。